

## 6. 介護・福祉



### 高齢者バス利用助成

村では、高齢者の方々が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、また、高齢者等の自動車事故の減少を図るために、高齢者のバス利用に対し、補助金を交付します。

|          | 内容   | 備考  |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
|----------|--|---|-----------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|--------|---------|--|
| 助成       | 高齢者の方を対象とした助成事業です。<br><u>路線バス（福島交通）の定期券を購入した方</u> に補助金を交付いたします。  | 65歳または75歳以上の方を対象としたノルカバス65・75という福島交通の路線バス全線（高速バス等除く）で利用することができるお得な定期券があります。 |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 対象者      | 1. 自動車免許を有しないまたは自動車免許を返還した65歳以上の方<br>※上記の規定にかかわらず、村税、介護保険料、村上下水道料金、村営住宅家賃の滞納がある方は対象者から除外されます。  |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 申請に必要なもの | <ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑</li><li>・購入した定期券</li><li>・領収書</li><li>・振込用の通帳（本人名義のもの）</li></ul>   |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 補助額      | <table><thead><tr><th>【定期券の種類】</th><th>【村からの補助額】</th></tr></thead><tbody><tr><td>1ヶ月 →</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>3ヶ月 →</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>6ヶ月 →</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>12ヶ月 →</td><td>23,000円</td></tr></tbody></table> | 【定期券の種類】  | 【村からの補助額】 | 1ヶ月 → | 2,000円 | 3ヶ月 → | 6,000円 | 6ヶ月 → | 12,000円 | 12ヶ月 → | 23,000円 |  |
| 【定期券の種類】 | 【村からの補助額】  |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 1ヶ月 →    | 2,000円   |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 3ヶ月 →    | 6,000円   |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 6ヶ月 →    | 12,000円  |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 12ヶ月 →   | 23,000円  |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 申請の流れ    | <ol style="list-style-type: none"><li>①交付申請書を提出</li><li>②審査・可否の決定</li><li>③審査結果の通知</li><li>④補助金の請求</li><li>⑤補助金の支払い</li></ol>  | ※交付申請は、 <b>天栄村役場・湯本支所</b> にて受付いたします。申請に必要なものを用意し、ご来庁ください。                   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |
| 注意事項     | <ul style="list-style-type: none"><li>・領収書等、必要な書類がない場合は交付申請することができません。</li><li>・定期券を購入したら、<u>速やかに申請</u>してください。</li></ul>   |   |           |       |        |       |        |       |         |        |         |  |

お問い合わせ先：企画政策課 企画政策係

TEL：0248-82-2333

FAX：0248-82-2718

# 高齢者等タクシー利用助成

村では、高齢者や障害者等の方々が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、また、高齢者等の自動車事故の減少を図るために、高齢者等のタクシー利用に対し助成を行います。

|                                | 内容  | 備考  |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
|--------------------------------|---|---|--|-----------|----------|---|----------------|---------------|---|--------------------|----------|---|----------|--|
| <b>助成</b>                      | 高齢者や障害者等の方々を対象とした助成事業です。<br>指定したタクシー会社を利用する際の乗車賃に対して助成されます。   | ※利用できるタクシー会社が限られます。<br>※ <u>年度ごとに申請が必要です</u> 。<br>※湯本地区は対象外です。                            |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| <b>対象者</b><br>(1~3のいずれかに該当する方) | 1. 自動車免許を有しないまたは自動車免許を返還した65歳以上の方<br>2. 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害程度が1級または2級の方<br>3. 療育手帳の交付を受けている方でその障害程度がAの方<br>※上記の規定にかかわらず、村税、介護保険料、村上下水道料金、村営住宅家賃の滞納がある方は対象者から除外されます。   |   |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| <b>申請に必要なもの</b>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・障害者手帳もしくは療育手帳（持っている方のみ）</li> </ul>   |   |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| <b>補助額</b>                     | <table border="0"> <tr> <td>【タクシー料金の額】</td> <td></td> <td>【村からの助成額】</td> </tr> <tr> <td>2,000円以下</td> <td>→</td> <td>料金の額に2分の1を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>2,001円~3,000円</td> <td>→</td> <td>料金の額から1,000円を差引いた額</td> </tr> <tr> <td>3,001円以上</td> <td>→</td> <td>一律2,000円</td> </tr> </table> <p>※助成額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> | 【タクシー料金の額】  |  | 【村からの助成額】 | 2,000円以下 | → | 料金の額に2分の1を乗じた額 | 2,001円~3,000円 | → | 料金の額から1,000円を差引いた額 | 3,001円以上 | → | 一律2,000円 |  |
| 【タクシー料金の額】                     |   | 【村からの助成額】   |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| 2,000円以下                       | →   | 料金の額に2分の1を乗じた額  |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| 2,001円~3,000円                  | →   | 料金の額から1,000円を差引いた額  |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| 3,001円以上                       | →   | 一律2,000円  |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| <b>申請の流れ</b>                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>①登録申請書を提出</li> <li>②審査・可否の決定</li> <li>③登録証明書の交付</li> <li>④助成券申請書を提出</li> <li>⑤助成券の交付</li> </ol>  | <p>※登録申請等は天栄村役場にて受付いたします。申請に必要なものを用意し、ご来庁ください。</p> <p>※助成券の交付は、年度内において1人につき最高12枚までです。</p> |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |
| <b>注意事項</b>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長沼観光タクシー<br/>TEL：0248-67-2029</li> <li>・矢吹タクシー<br/>TEL：0248-42-4133</li> </ul>  | ※タクシーが利用できる範囲は、乗車場所または降車場所のどちらかが天栄村内であるものに限りです。   |  |           |          |   |                |               |   |                    |          |   |          |  |

お問い合わせ先：企画政策課 企画政策係

TEL：0248-82-2333

FAX：0248-82-2718

# ねたきり老人等介護者激励手当

ねたきり老人等を介護している家族に対し、介護者激励手当を支給することによりその家族を激励し福祉の増進に資する。

## 支給要件

介護者激励手当は、村内に住所を有し、常時家庭においてねたきり老人等を介護し、かつ、同居期間が3ヶ月以上の家庭の者に支給する。

## 手当額

介護者激励手当の額は、介護者一人につき月額1万円とし、9月及び3月に支給する。

# ホームヘルプサービス

自立支援を要する高齢者（一人暮らし、老夫婦世帯等）、重度の身体障害者及び重度の身体障害児又は知的障害者の家庭に対してホームヘルパーを派遣し日常生活の世話をを行い、もってこれらの者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

## 派遣対象

ホームヘルパーの派遣対象は、次のとおりとする。

- (1) おおむね65歳以上の自立支援を要する高齢者のいる家庭であって、高齢者又はその家族が高齢者の介護サービスを必要とする場合。
- (2) 重度の身体上の障害等のため、日常生活を営むのに支障のある身体障害児（者）のいる家庭であって、身体障害児（者）又はその家族が身体障害児（者）の介護等のサービスを必要とする場合。

## 費用の負担

天栄村ホームヘルパー派遣手数料条例の定めるところにより派遣に要した費用を負担するものとする。

# 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、携帯用無線装置、受信機及び専用通話器を貸与することにより、高齢者の日常生活上の安全の確保と精神的な不安の解消を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

## 対象者

この事業の対象者は、現に電話回線を有している者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 村内に住所を有し居住している、概ね65歳以上の独居高齢者及び高齢者世帯（1人が70歳以上である世帯）
- (2) その他村長が特に認める者。

## 費用の負担

無料

# 敬老祝金

## 資格者

祝金は、村内に住所を有し、次の各号に該当する方に対して支給します。

- (1) 9月15日現在で80歳以上であること。
- (2) 満100歳になった者であること。

## 祝金の額

- (1) 80歳以上 5千円
- (2) 満100歳になった者 30万円。※ただし、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設へ入所している者については10万円とする。

お問い合わせ先：住民福祉課 福祉係

TEL：0248-82-2115 FAX：0248-81-1008